

平成29年10月1日

子ども・子育て支援新制度と 放課後児童クラブについて

厚生労働省子ども家庭局

子ども・子育て支援 新制度

子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行 (平成26年合計特殊出生率 1.42)
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
日本：1.36%、仏：2.85%、英：3.78%、スイデン：3.46% (2011年)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の実情に応じた子ども・
子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度のポイント



新制度は、

- 待機児童の解消、小1の壁の打破
- 子育て不安の解消！

など、子どもや子育てを巡る諸課題を解決し、少子化の進行を食い止め、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指す。

消費税率10%への引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、子育て支援の質、量の両面にわたる拡充を図る。

新制度の取組は、市町村が中心となって進める。

（地域の子育て支援ニーズを把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備）



子ども・子育て支援新制度の全体像

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実
施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付事業(新規)
- ・多様な主体参入促進事業(新規)

新制度のポイント：地域子ども・子育て支援事業の充実

市町村は、地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業を実施する。

すべての家庭を対象

利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に対して、教育、保育、保健その他の子育て支援に関する相談や情報提供、助言等を行い、関係機関との連絡調整、連携の体制づくり等を実施

地域子育て支援拠点事業

地域の身近なところで子どもや保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を実施

ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて実施

子育て短期支援事業

疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かり、保護、生活指導、食事の提供等を実施

主に共働き家庭を対象

延長保育

通常の利用日・利用時間以外の日や時間において、認定子ども園、保育所等にて保育を実施

病児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで実施

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で過ごすことができるようにし、その健全な育成を図る

妊娠期から出産後までを支援

妊婦健診

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施

乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保

子ども・子育て支援新制度の意義を改めて確認する

- 消費増税分を活用して、社会全体で子どもの育ち、子育てを支える
(子ども・子育て支援の質・量両面にわたる充実を目指す)
- 待機児童を解消する
- 幼児教育の機会を保障する
- 地域の実情に応じて、認定こども園制度を活用する
- 在宅の子育て家庭を含め、支援する
(3歳未満の在宅子育て家庭への支援の重要性)
- 地域の実情に応じた子育て支援を展開する
- 当事者参画(地方版子ども・子育て会議等の活用)により、
子ども・子育て支援を進める



消費税増税分を活用し子育てを社会全体で支える

●支援の量^量を拡充！

待機児童の解消をはじめ、必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指す。
子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を用意。保育や子育て支援の選択肢を増やす。
1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、保育の受け皿を増やす。



※保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のために預けられる「病児保育」などの支援も増やす。

●支援の質^質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指す。

(例)

幼稚園や保育所、認定こども園・児童養護施設等の職員配置の改善

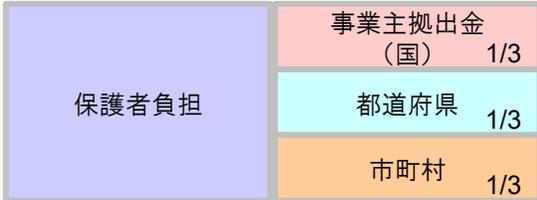
幼稚園や保育所、認定こども園・児童養護施設等の職員の処遇改善

放課後児童クラブの充実

子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

放課後児童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先: 都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先: 市町村]
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村行動計画」の策定。 総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</p>	 <p>質の向上にかかる費用については、 税制抜本改革による財源確保を前提 (公費)</p> <p>※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)</p> <p>※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項)</p> <p>※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条)</p> <p>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

放課後児童クラブの 制度と概要

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の制度改正経緯

年度（西暦）	主な動き・内容
昭和51年（1976年）	厚生省が「都市児童健全育成事業」を創設
平成2年（1990年）	1. 57ショック（平成元年の合計特殊出生率が昭和41年の丙午の年を下回る）
平成3年（1991年）	「都市児童健全育成事業」のメニュー事業として実施していた「児童育成クラブ」を「放課後児童対策事業」に組み替え
平成6年（1994年）	中央児童福祉審議会家庭児童健全育成対策部会が「法的位置付けも含め検討する」旨を意見具申 「エンゼルプラン」（平成7年～16年）及び「緊急保育対策等5か年事業」（平成7年～11年）を策定 ・放課後児童クラブ 4, 520カ所→9, 000カ所
平成8年（1996年）	中央児童福祉審議会基本問題部会が法定化に向けての検討について中間報告
平成9年（1997年）	中央児童福祉審議会が「放課後児童健全育成事業」の法定化（位置付けの明確化）を答申 児童福祉法の改正により、「放課後児童健全育成事業」を法定化（平成10年4月1日施行）
平成11年（1999年）	「新エンゼルプラン」を策定（平成12年～16年） ・放課後児童クラブ 9, 000カ所→11, 500カ所
平成16年（2004年）	「子ども・子育て応援プラン」を策定（平成17年～21年） ・15, 133カ所→17, 500カ所（全国の小学校区の約4分の3で実施）
平成19年（2007年）	「放課後児童クラブガイドライン」（局長通知）を策定
平成21年（2009年）	「子ども・子育てビジョン」を策定（平成22年～26年） ・81万人→111万人（平成29年度に40%（小学1～3年サービス提供割合）に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す）
平成22年（2010年）	子ども・子育て新システム検討会議を設置（少子化社会対策会議決定）
平成24年（2012年）	子ども・子育て関連3法成立
平成26年（2014年）	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（省令基準）を策定 市町村が国の省令基準に基づき、設備及び運営に関する条例を制定 「放課後子ども総合プラン」を策定（平成31年度末までに、約30万人分を新たに整備） 「少子化社会対策大綱」を閣議決定（目標：2019（平成31）年度末） ・放課後児童クラブ：122万人 ・放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数：解消をめざす 「放課後児童クラブ運営指針」を策定（局長通知）
平成27年（2015年）	子ども・子育て支援新制度施行

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

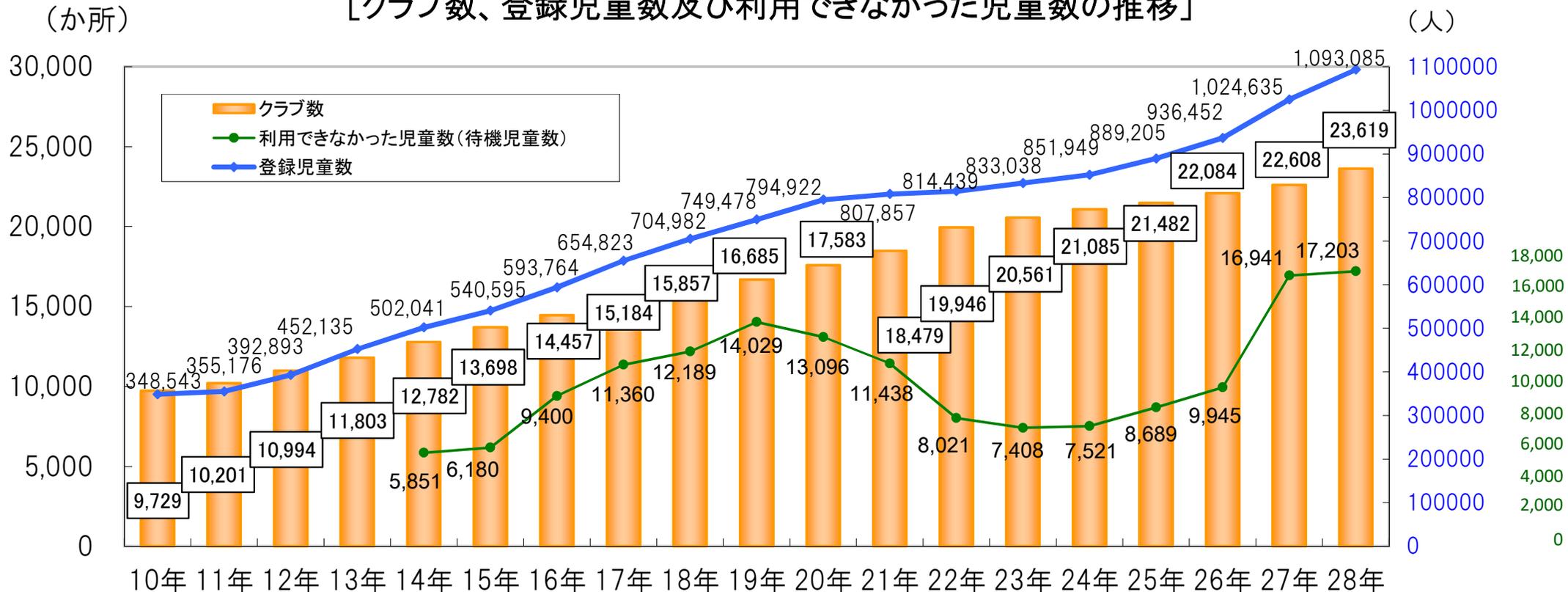
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成28年5月現在) 【今後の展開】

- クラブ数 23,619か所
(参考:全国の小学校19,655校)
- 支援の単位数 28,198単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,093,085人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,203人

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、
・「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿確保を、平成30年度末に前倒して実施することを目指す。
- ・放課後児童支援員の処遇改善等を進める。

[クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

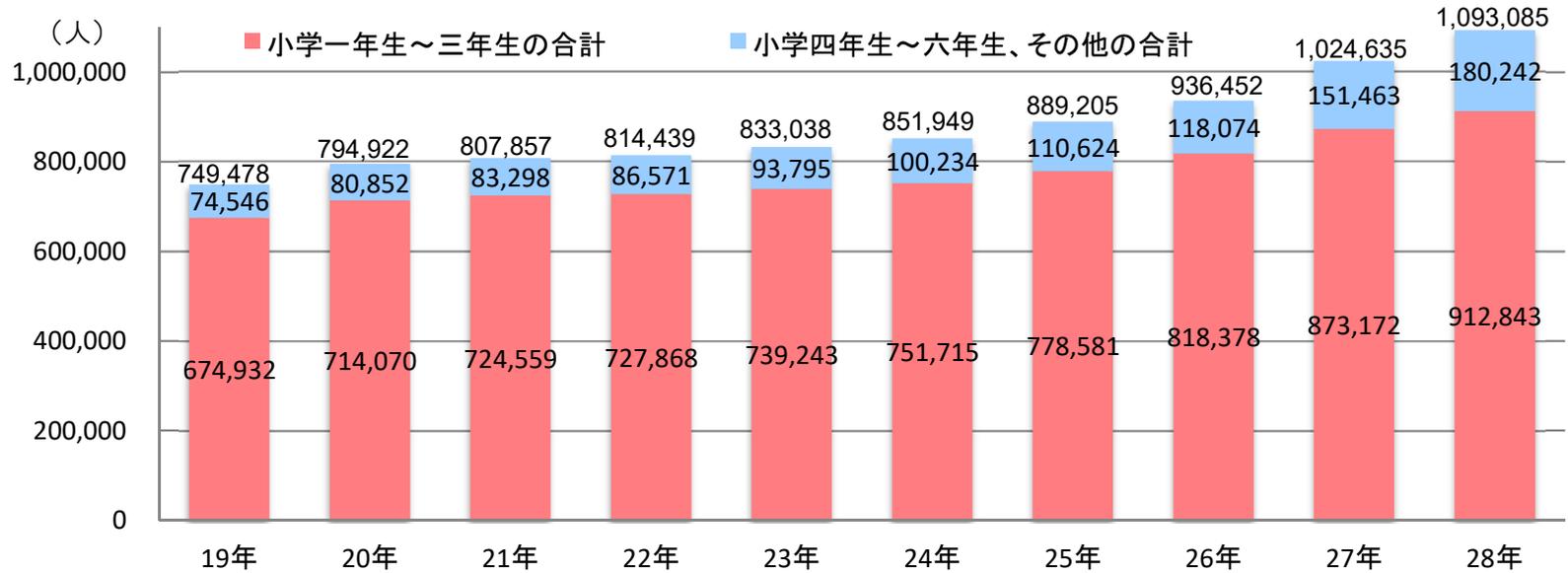


※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

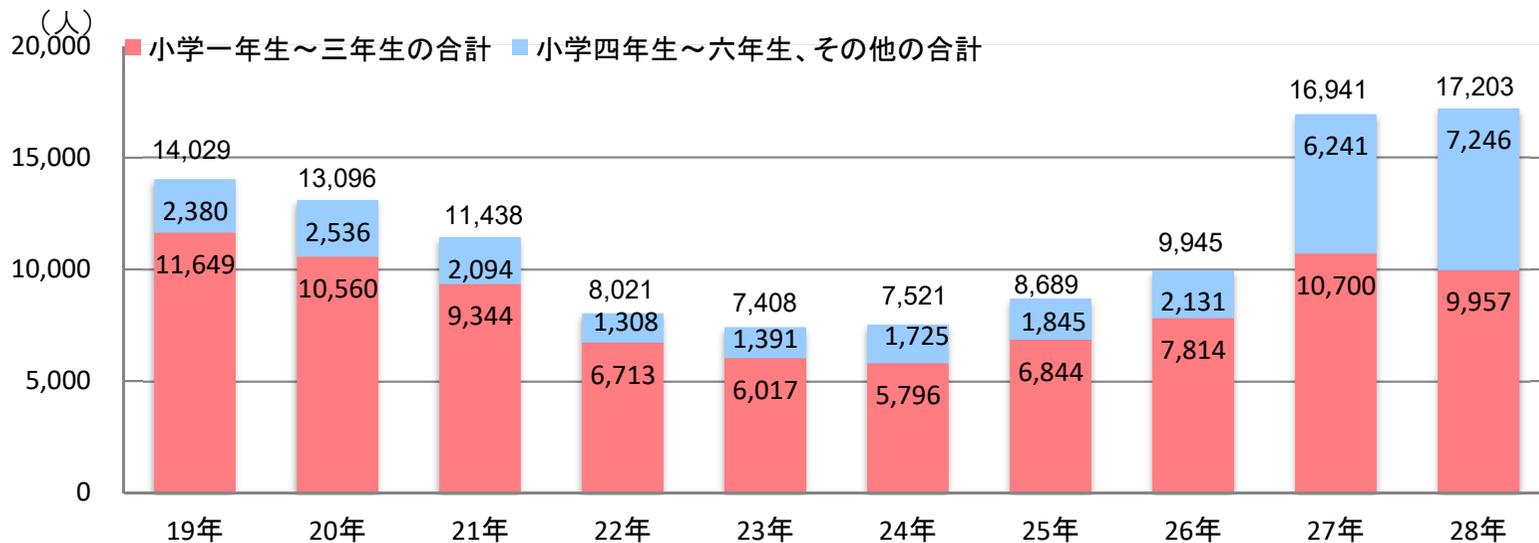
【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

○ 低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、特に平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年児童等の数は平成27年度は対前年28%増、平成28年度は19%増と大幅に増加している。



【利用できなかった児童数(待機児童数)の低学年・高学年別の推移】

○ 平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加している。



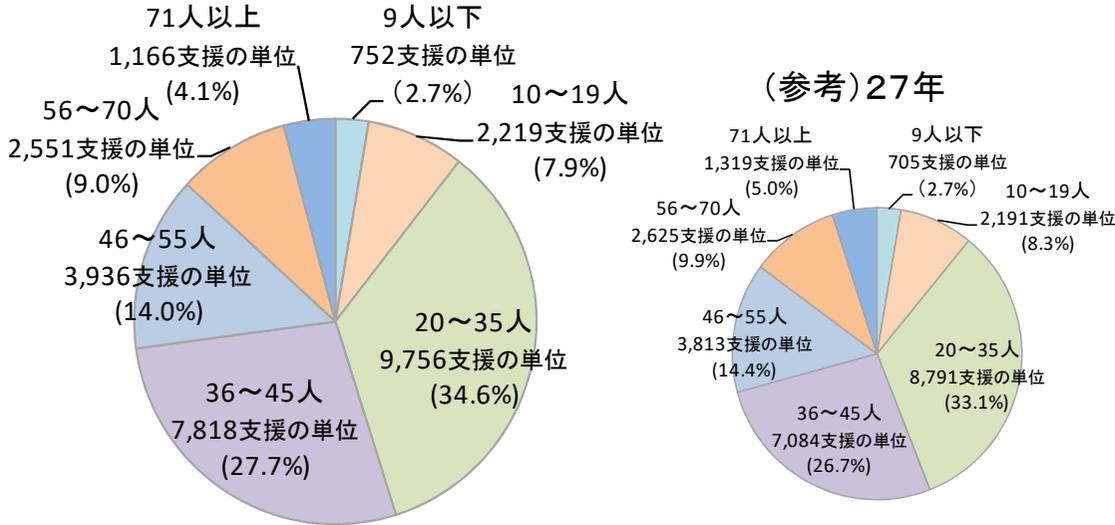
※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブの現状①

※平成28年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

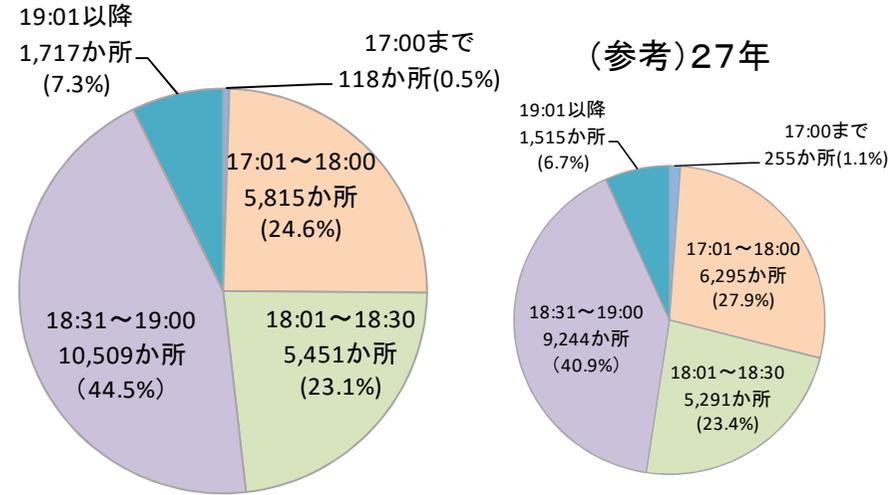
○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占める。



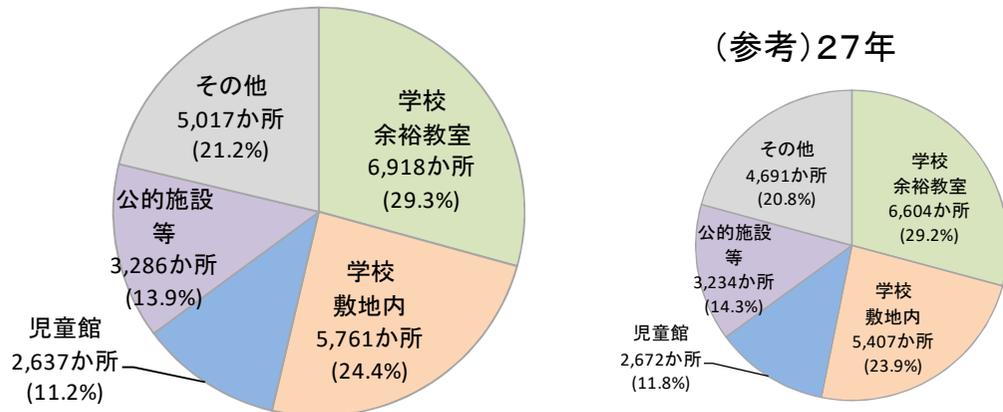
○終了時刻の状況(平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約52%を占める。



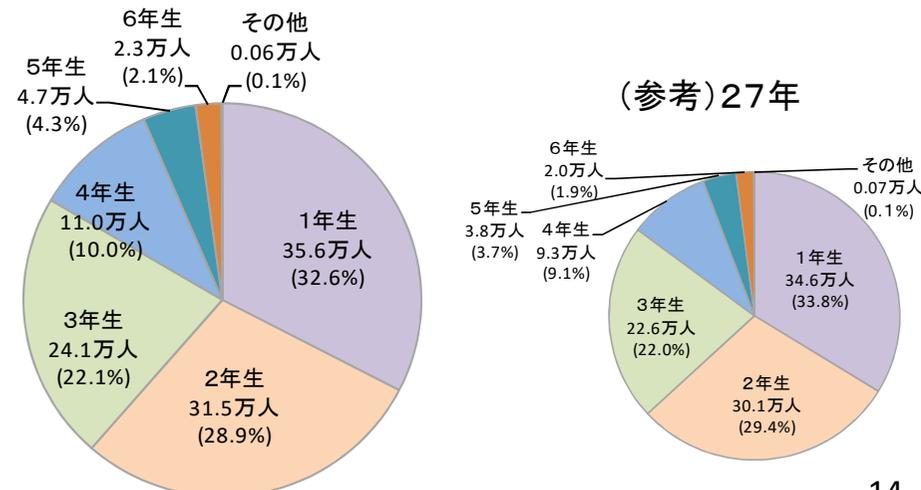
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約54%、児童館が約11%であり、これらで全体の約65%を占める。



○学年別登録児童数の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約84%を占める。

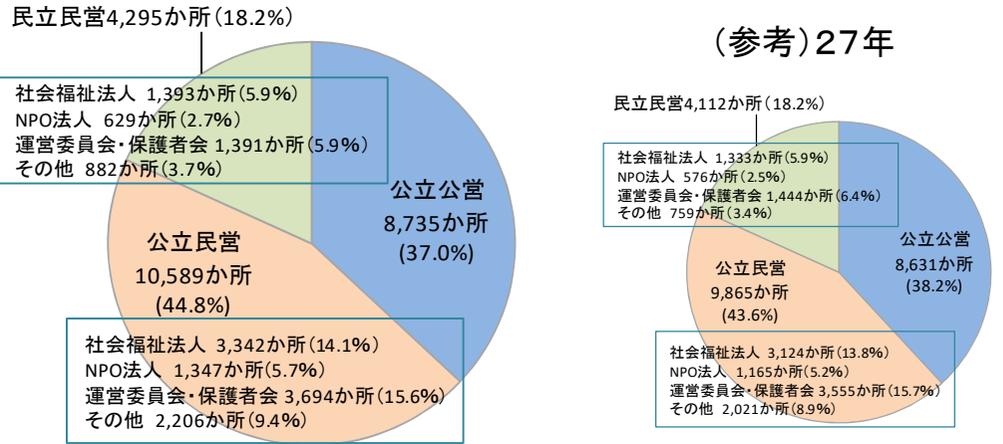


放課後児童クラブの現状②

※平成28年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

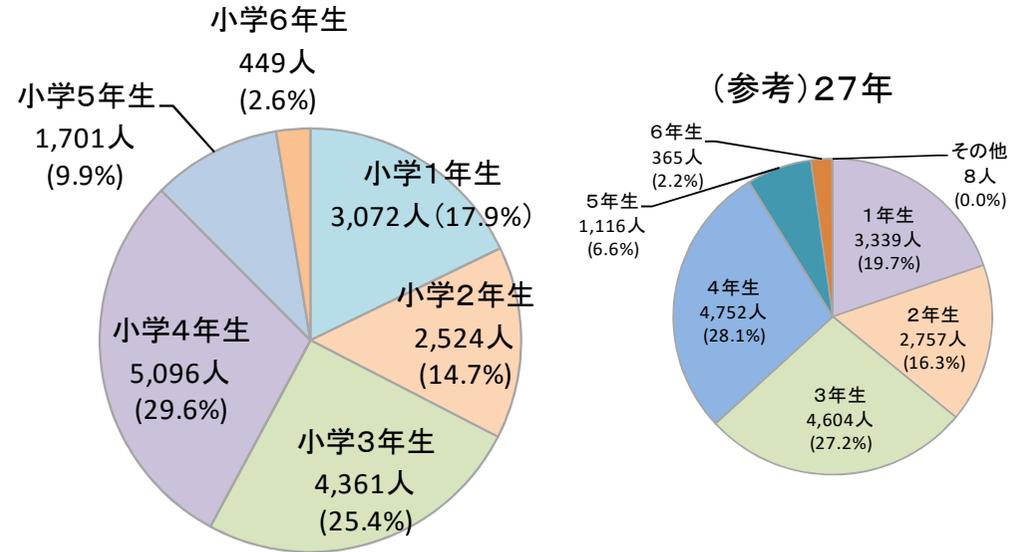
○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公設公営と公設民営のクラブが全体の約82%を占める。



○待機児童数の学年別の状況

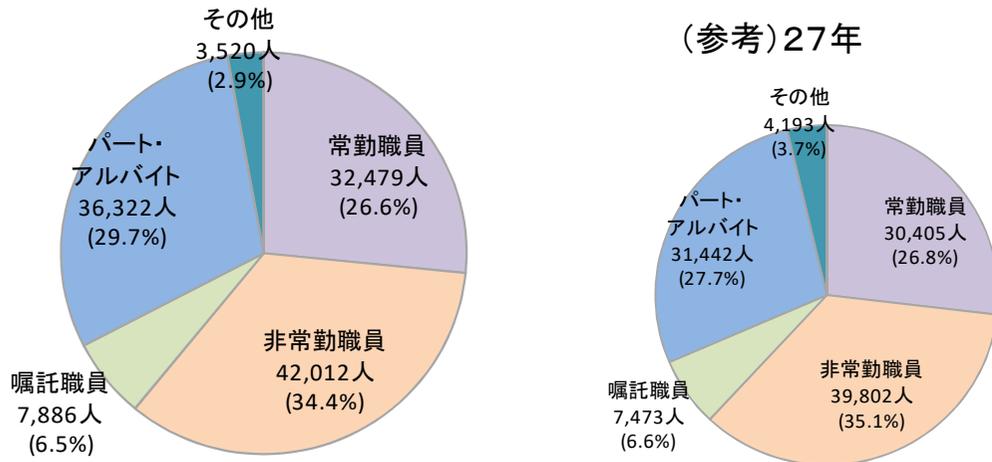
小学校4年生以上の占める割合が約37%から約42%へと増加。小学校1年生から3年生の各学年は、前年より人数、割合とも減少。



○放課後児童支援員等の状況

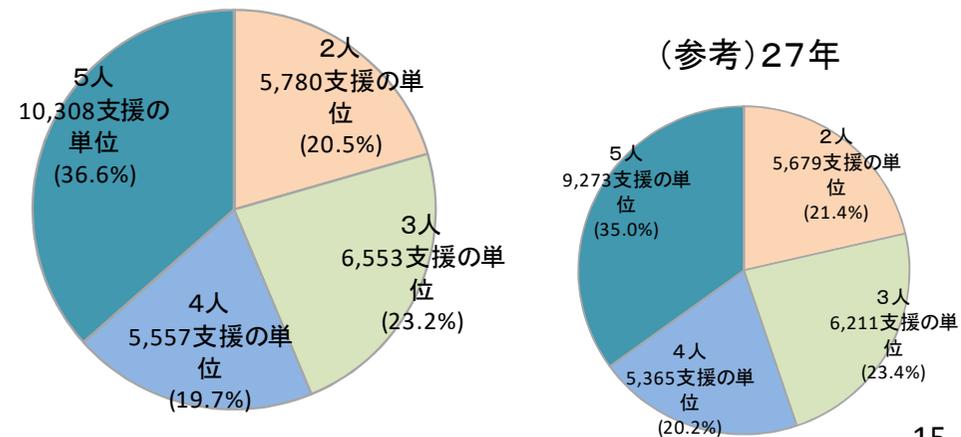
①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約27%を占める。



②支援の単位あたりの人数

5人以上配置しているところが全体の約37%を占める。



放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

<主な基準>

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

放課後児童クラブ運営指針

(平成27年3月31日策定・公表)

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を新たに策定することとした。

策定の3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切に育て育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。

(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、*はWGメンバー)

氏名	所属	氏名	所属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課 湯島児童館 主査 育成室担当	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係 母子自立支援員・婦人相談員	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	千葉県浦安市こども部青少年課長	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長	◎野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	<事務局>	
		山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

運営指針の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
 - ・ 集団や仲間での活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳(低学年)、9歳～10歳(中学年)、11歳～12歳(高学年)の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつなどの適切な提供
- ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

「放課後児童クラブ運営指針解説書」の概要

解説書策定の背景

○平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めることとされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」を策定。

○放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくため、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。

○さらに、運営指針の内容が広く事業者(運営主体)及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるよう厚生労働省において「放課後児童クラブ運営指針解説書」を策定することとし、国の調査研究事業として、みずほ情報総研株式会社に委託。淑徳大学の柏女教授を座長とし、有識者、自治体担当者、現場関係者等を委員とした検討委員会の議論を経て調査報告書が提出された(平成28年12月)。平成29年3月末に厚生労働省より正式に「解説書」を発出。

解説書の主な作成方針

①運営指針の「策定の3つの視点」に準じて作成。

運営指針策定の3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるのが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

②各クラブによる育成支援の創意工夫が子どもの最善の利益に役立つものになるよう、基準と運営指針の記載事項の趣旨を正確に伝えるため、各事項の背景や趣旨・目的等について解説。

③放課後児童クラブの関係者だけでなく、広く子どもの放課後の遊びと生活に関わる方々に活用されることを想定。

解説書の主な特徴

①できるだけ簡潔に、運営指針本文の説明や、育成支援を行う際の考え方や留意点の補足説明、取組の参考になる関連事項等の紹介を行うように作成。

②育成支援について、放課後児童クラブの自主性、創意性が尊重されるように、内容の解説や育成支援を行う上での留意点等の方向性を示す記述としている。

③根拠となる法令・通知等を〈関連法令・通知等〉、理解を深めるための参考となる資料等を〈参考情報〉、各クラブの育成支援にいかしていくためのヒントとなる実践の具体例等を〈コラム〉として紹介。

○「放課後児童クラブ運営指針解説書」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、放課後児童クラブ運営指針解説書案作成検討委員会及びWGを設置して検討を行い、平成28年12月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。

(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、*はWGメンバー)

氏名	所属	氏名	所属
秋元 紀子*	文京区 教育委員会教育推進部 児童青少年課 目白台地区館長兼大塚児童館 育成室担当 放課後児童支援員	田村 明日香*	千葉県白井市大山口あおぞら第2学童保育所 放課後児童支援員
尾木 まり*	子どもの領域研究所 所長	都築 真哉	愛知県高浜市こども未来部 こども育成グループリーダー
小野 さとみ*	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブ の会 わんぱく学童保育クラブ施設責任者兼 放課後児童支援員	中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授	○野中 賢治*	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
佐藤 晃子*	精華女子短期大学 幼児保育学科 講師	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立上三川小学校 校長
佐藤 正美*	特定非営利活動法人 学童保育おおみや 東小学童保育の会 放課後児童支援員	<事務局>	
高柳 幸志	千葉県浦安市こども部 青少年課 課長	山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社
田丸 敏高	福山市立大学 教育学部 教授	野中 美希*	みずほ情報総研株式会社 コンサルタント
		飯村 春薫*	みずほ情報総研株式会社 コンサルタント
		杉田 裕子*	みずほ情報総研株式会社
		山本 沢*	みずほ情報総研株式会社

・子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。

解説書71～72P

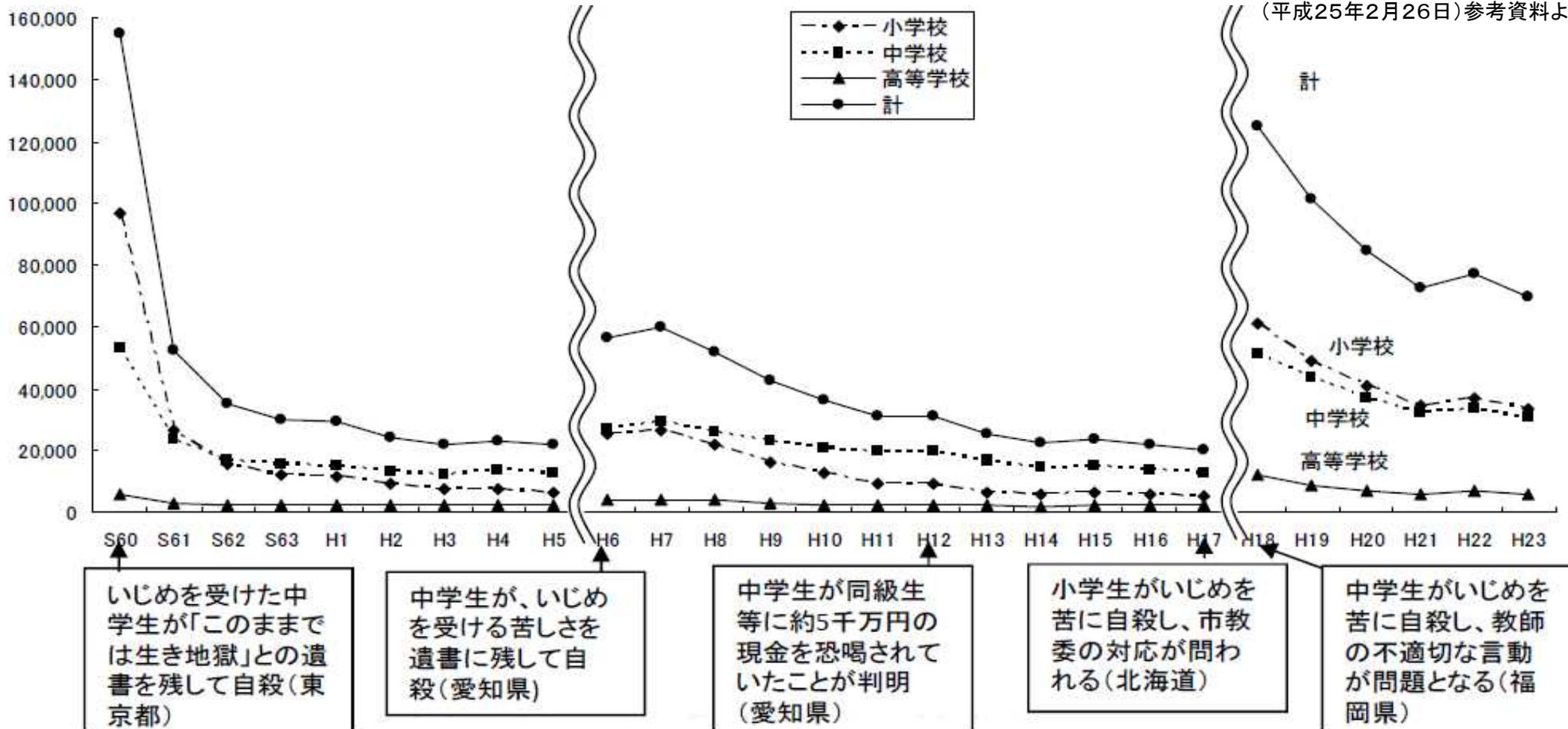
いじめは、一定の人間関係にある子どもから、心理的・物理的な攻撃を受けたことによって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じていることを指します。

子どもは、放課後児童クラブの活動においても、けんかをすることもあります。いじめにも、けんかにも、多様な形態があり、一見すると、けんかに見える行為の中にも、その子どもの感じ方によって、いじめにあたるものもあります。放課後児童支援員等は、普段から子供たちの様子に十分注意を払い、いじめに当たる行為が行われていないか見極めることが必要です。

放課後児童支援員等は、子どもからいじめに係る相談を受けるなどによって、いじめを発見した時には、いじめを受けた子どもの気持ちに寄り添って守り通す必要があります。また、日頃から子どもとの信頼関係を培うように努めることが、いじめの予防と早期発見につながります。

いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる子どもが在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要があります。通報後、学校からいじめを受けている子どもの見守り等を依頼されることも考えられますが、その際は、学校との連携を図りながら対応することが重要です。

教育再生実行会議「いじめの問題等への対応について」(第一次提言)
(平成25年2月26日)参考資料より引用



「いじめ」の定義

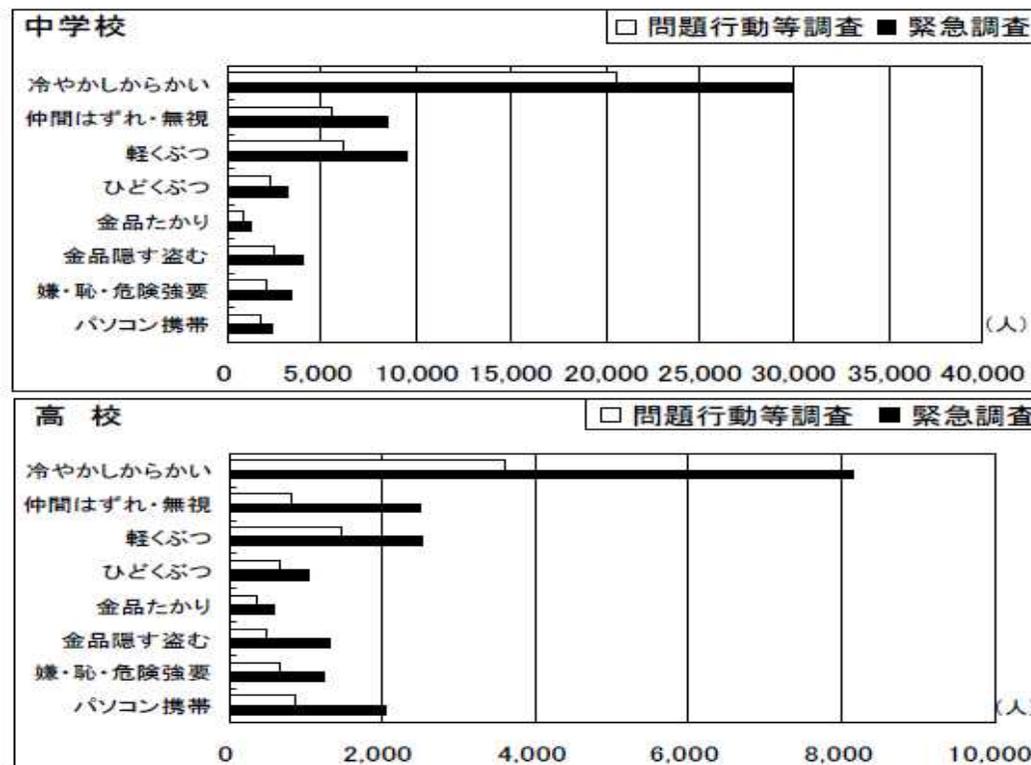
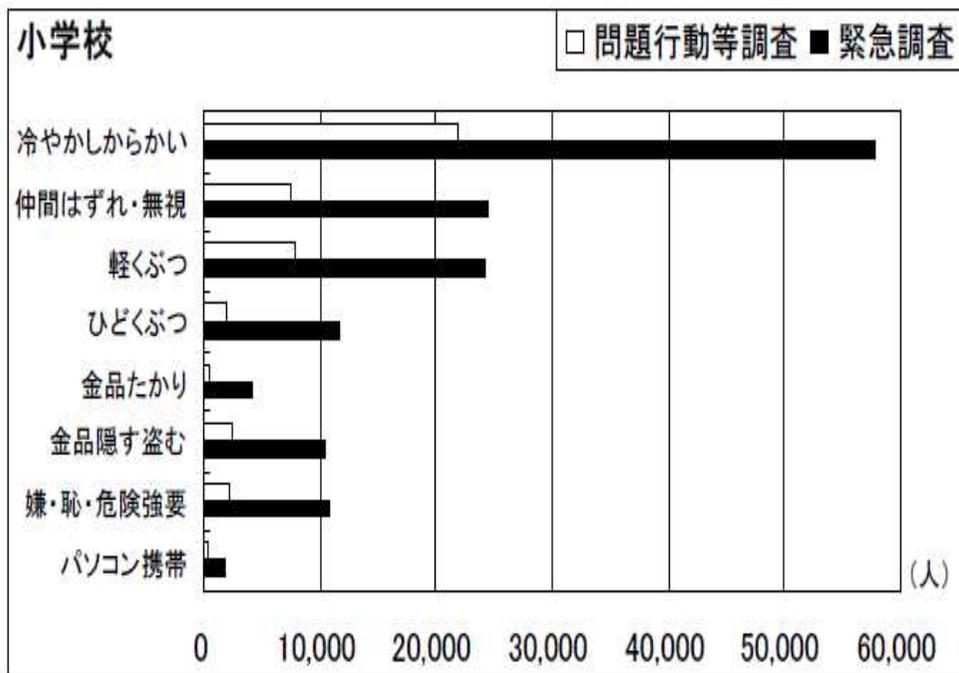
S61
3要件 (①弱い者に対し一方的に、
②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
③相手が深刻な苦痛を感じている) + 学校が確認

H6
3要件、「学校が確認」を削除、
表面的・形式的に判断せず、いじめられた子どもの立場に立つことを追加

H18
3要件で「一方的」「継続的に」「深刻な」を削除。
個別要件について、注釈を加える。

H25
いじめ防止対策推進法の施行

小学校～高校におけるいじめの態様



「H23問題行動調査」、「H23児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より作成した文科省資料を引用

いじめを「けんか」と判断してしまった例

S県O市の市立中学2年の男子生徒（当時13）が自殺した問題で、生徒が通っていた学校の校長が〇年〇月〇日、警察の捜索を受けてから初めて会見を行った。

男子学生が自殺する前に、いじめを把握していたかどうかについて、「いじめの認識はなかった。けんかだと判断した」とし「対応が不十分であったと認めざるを得ない」と謝罪した。（2012年4月の毎日新聞HPから一部引用）

・外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。

解説書176～179P

◇ 防災及び防犯対策のための計画及びマニュアル

不審者が侵入した場合や近隣で不審者に関する情報を入手した場合に備えて、**防犯に関する計画及びマニュアルを作成し、防災対策のための計画及びマニュアルと同様に、関係機関や保護者と共有しておくことも必要**です。放課後児童クラブの置かれている環境や施設整備の状況等を考慮しながら、緊急事態発生時に子どもの安全を守るために必要な対応について関係機関と協議し、確認しておくことが求められます。

◇ 定期的な避難訓練の実施

災害や不審者侵入等の事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、**定期的に(少なくとも年に2回以上)避難訓練を実施し、非常時の対応行動や放課後児童支援員等の役割分担、避難経路等について確認しておくことが必要**です。

避難訓練は、**子どもも参加して体験型で行うことが求められます**。避難訓練を実施する際の時間帯についても、出席予定の子どもが全員揃っている場合と揃っていない場合、学校からの下校途中に災害が生じた場合等、いくつかの場合を想定して行うことが適切であるといえます。また、子どもと一緒に避難場所に行く訓練や、子どもを保護者に渡す訓練を行うなど、被害の状況に応じた避難行動の流れを確認することも望まれます。その際には、保護者や地域住民等に避難訓練の実施をあらかじめ伝え、理解や協力を得る必要があります。

平成30年度概算要求

I 放課後児童対策について

○放課後児童クラブの拡充等

(平成29年度当初予算額)

725.3億円

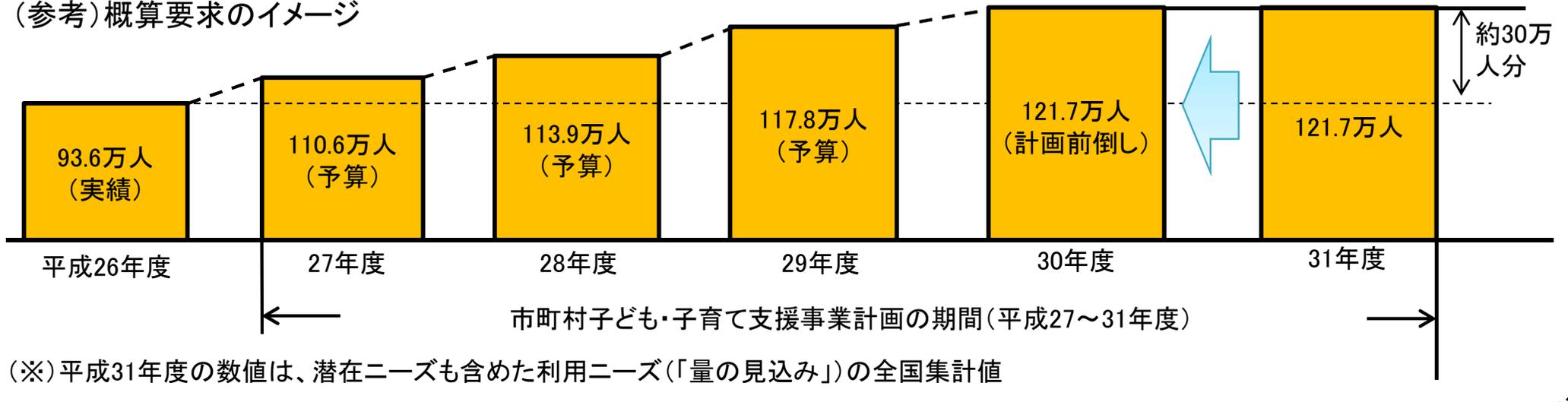
→

(平成30年度概算要求額)

725.3億円+事項要求

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までに約122万人分の受け皿を確保するという整備目標の平成30年度末までの達成を目指し(計画の前倒し)、放課後児童クラブの整備などによる受入児童数の拡大等を図る。

(参考)概算要求のイメージ



(注)金額は平成30年度概算要求額(()内は29年度予算額)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,076億円+事項要求の内数(1,076億円の内数)

1. 運営費等 587.8億円+事項要求(587.8億円)

※平成30年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討。

【参考】平成29年度予算の主な内容

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

① 放課後児童健全育成事業(運営費)

ア 運営費補助基準額の増額【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブの運営実態を踏まえ、クラブ職員の人件費を見直し、運営費補助基準額の増額を行う。

(イ)補助基準額:4,306千円 ※児童数36~45人の場合

イ 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

(ア)事業内容

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

(イ)補助基準額:17千円[1支援の単位あたり日額]

② 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業(既存施設の改修等)及び放課後児童クラブ環境改善事業(備品購入等))

ア 放課後児童クラブの防災対策【拡充】

(ア)事業内容

既存施設を活用して実施している放課後児童クラブの防災対策として、改修・設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合について、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業の補助対象とする。

(イ)補助基準額:

(i)放課後児童クラブ設置促進事業12,000千円

(ii)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円

③ 放課後児童クラブ運営支援事業

○ 移転関連費用補助【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やす場合に加え、民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの防災対策として、より耐震性の高い建物に移転する場合についても対象とし、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額:2,500千円

(2)質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合には、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額:(i)1,541千円 (ii)2,904千円

② 障害児受入強化推進事業【拡充】

(ア)事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児5人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行っているが、当該要件を障害児3人以上の受入れを行う場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額:1,796千円(1,748千円)

※医療的ケア児がいる場合の支援 3,847千円[1支援の単位当たり年額]

(3) その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業【新規】(※次頁参照)

(ア)事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(i)放課後児童支援員を対象に年額12万4千円(月額約1万円)

(ii)経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に i と合わせて年額24万8千円(月額約2万円))

(iii)経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合わせて年額37万2千円(月額約3万円))

(イ)補助基準額:(i)124千円[1人当たり年額]

(ii)248千円[1人当たり年額]

(iii)372千円[1人当たり年額]

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業について

年額37万2千円
(月額約3万円)

事業所長(マネジメント)的
立場にある勤続年数10年以上の
放課後児童支援員

事業所長(マネ
ジメント)的立場
にある放課後児
童支援員への加
算

年額24万8千円
(月額約2万円)

育成支援の内容の向上を担うため、
より専門性の高い研修を受講した勤
続年数5年以上の放課後児童支援員

【研修内容の例】

- ・いじめや虐待への対応
- ・発達障害児など配慮を必要とする
子どもへの支援
- ・安全指導と安全管理、危機管理
- ・遊びや製作活動、表現活動 など

経験等に応じ
た処遇改善

年額12万4千円
(月額約1万円)

放課後児童支援員

基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支
援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技
能を習得するための認定資格研修を受講したもの

【放課後児童支援員認定資格研修の主な内容】

- ・放課後児童健全育成事業の理解
 - ・子どもを理解するための基礎知識
 - ・子どもの育成支援 ・保護者・学校・地域との連携・協力
 - ・安全・安心への対応
- ※研修の実施主体: 都道府県

現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。

2. 施設整備費 137.5億円(137.5億円)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管):
163億円の内数(163億円の内数)

※ 平成30年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討することとなり、当該経費については、社会保障の充実における「量的拡充」に関連しているため、概算要求段階においては前年度予算額と同額を要求している。

【参考】平成29年度予算の内容

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体:市町村

②補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

③補助基準額:

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 51,426千円

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合:25,713千円

ウ 土地借料加算 : 6,100千円

④補助率:

〔 【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3 〕

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施(平成28年度~)

〔 【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市町村1/6
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4 〕

3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修):
25.1億円の内数(28.1億円の内数)

① 放課後児童支援員認定資格研修事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県(一部委託可)

(ウ) 補助基準額(案): 厚生労働大臣が認める額

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

② 放課後児童支援員等資質向上研修事業

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額(案): 厚生労働大臣が認める額

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県・市町村1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業

○都道府県認定資格研修講師養成研修

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修):
1.3億円の内数(1.3億円の内数)

(ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体:国(民間団体に委託して実施)

子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上（所要額）

～平成26年3月28日 子ども・子育て会議において整理された内容（抜粋）～

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 □：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ※：内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

3. 質の向上（地域子ども・子育て支援事業関係）

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
放課後児童クラブ事業の充実	□ 「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) ※まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 →常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援 154億円)
	○ 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	○ 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度	・基準
	常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度	

総合的な放課後対策

政府における放課後対策に関する主な経緯

放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等

【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室を別々に行うなど連携が不十分

新たな「放課後子ども総合プラン」の策定

【平成26年3月19日：経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

安倍総理から、「小1の壁」の打破のため、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣が協力し、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランの策定について指示。

【平成26年5月22日：安倍総理大臣 一体型施設を視察】

放課後児童クラブと放課後子供室の一体型施設である、横浜市立中丸小学校「放課後キッズクラブ」を視察。視察終了後、「放課後子どもプランを更に拡充し、5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を確保する」旨発言。

【平成26年5月28日：産業競争力会議 課題別会合】

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より「放課後子ども総合プラン」の策定方針を提示～

【平成26年6月24日：「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦（閣議決定）】

いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて、「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。

平成26年7月31日 「放課後子ども総合プラン」の策定・公表（地方自治体に両省から通知）

「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
・新規開設分の約80%を小学校内で実施
- 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化
・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H29予算	64.3億円の内数 (28予算額 : 62.9億円の内数)	725.3億円 (28予算額 : 574.8億円)
実施か所数 (クラブ児童数)	16,027か所 (平成28年10月)	23,619か所 (1,093,085人) (平成28年5月)
実施場所	小学校 75.5%、その他 (公民館、中学校など) 24.5% (平成28年10月)	小学校 53.7%、その他 (児童館、公的施設など) 46.3% (平成28年5月)



今後の方向性

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

- 全小学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)
【抜粋】

追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
 - 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用
- ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施

一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】



ニッポン一億総活躍プラン(抜粋)

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。